令和８年度 第２回伊賀市公共調達のあり方審議会
会議録（概要）

１ 開催概要

開催日時：令和８年11月２日（月）午前10時00分から午前12時05分まで

開催場所：伊賀市役所本庁舎４階 401会議室

出席委員：小林慶太郎会長、佐々木達也委員、吉田真己委員、奥井実委員、松村元樹委員、芦田美紀委員、岩野庄司委員（開会時は７名）

欠席委員：古川一司委員、金銘愛副会長、堀川敬二委員

事務局：総務部 籔中部長、川口次長、総務部契約監理課 橋本課長、林契約係長、松田契約係主査

傍聴者：1名

配布資料：事項書、第１回会議録（概要）、資料1「公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）結果」、資料 2「公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート結果」、資料 3「名張市公契約条例・施行規則・パブリックコメント結果」、資料4「伊賀市公契約基本条例（素案）」差替版、資料5「伊賀市公共調達のあり方審議会スケジュール」、参考資料1「三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出について」、参考資料2「2025（令和7）年度企業・事業所訪問人権啓発事業結果報告書」

２ 議事事項

⑴ 開会

⑵ 議事

① 意識調査（事業者・労働者アンケート）、公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケートの結果について

② 名張市公契約条例について

③ 伊賀市公契約基本条例（素案）について

④ 今後のスケジュールについて

⑶ その他

３ 議事概要

⑴ 開会

【会議成立の確認】

事務局：委員 10 名のうち、開会時点で 7 名が出席しており、伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例第 6 条第 2 項に基づき、会議が成立していることを報告しました。また、佐々木委員が別の用務により途中退席する予定であることを説明しました。

【会議及び会議録公開の確認】

事務局：伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を原則公開とし、会議資料及び会議録を会議終了後に市ホームページで公開する旨を説明しました。

【配布資料の確認及び会長あいさつ】

事務局：資料４の一部を修正したため、机上配布版への差替えを依頼しました。また、参考資料２は前回会議で共有を求められた資料であると説明しました。

会長：事業者の健全な育成、地域経済の活性化及び労働者の適正な労働環境の確保を通じ、労使双方が暮らしやすい公共調達を目指して議論したいと述べました。

⑵ 議事 ① 意識調査及び制定自治体アンケートの結果について 【資料 1】【資料 2】

【事務局説明】

事務局：前回会議の意見を踏まえて調査対象及び設問を調整し、市内・準市内の登録事業者及び指定管理者約 460 者に案内した結果、事業者 228 者、労働者 205 人から回答があったと説明しました。担い手の確保、地元事業者の育成及び適正な賃金水準の確保が共通の課題である一方、条例の認知度は約 3 割にとどまることを報告しました。また、公平な競争環境や契約金額への反映に期待がある一方、事務負担やコスト増加への懸念があると説明しました。賃金条項型条例の制定への賛成は事業者約 45%、労働者約 58%で、どちらとも言えない回答も双方に約 4 割ありました。また、労働条件・労働環境の問題又は人権侵害に当たると感じた経験があるとの回答が労働者 29 人からあったことを報告しました。

事務局：賃金条項型条例を制定する 33 自治体のうち 31 自治体から回答を得た調査では、条例・規則・手引の三層構造による運用や、受注者の報告書による賃金確認が多かったと説明しました。工事は公共工事設計労務単価、業務委託等は最低賃金や自治体職員給与等を基礎とした下限額の設定が見られる一方、事務負担や効果の把握が課題であり、国の制度との重複にも配慮する必要があると述べました。

【主な質疑・意見】

委員：材工共工事では材料費と労務費の分離が難しく、他自治体でも特別な確認を行っていない場合があることに言及しました。

会長：自治体ごとに対応が分かれていることを踏まえ、慎重に検討する必要があると述べました。

⑵ 議事 ② 名張市公契約条例について 【資料 3】【参考資料 1】

【事務局説明】

事務局：名張市の条例は労働報酬下限額を定めない理念型であり、労働条件の遵守・整備状況を報告書で確認し、元請が下請分も取りまとめて提出する仕組みがあると説明しました。国の労務費確保の取組との関係や事業者の混乱を考慮して理念型とし、今後の動向に応じた見直しも考えられていると紹介しました。

事務局：参考資料 1 に基づき、改正建設業法等に伴う労務費に関する基準、工事費内訳書への労務費等の明示及び労務費ダンピング調査について説明しました。契約段階で適正な労務費を確保する取組と、実際の支払段階で賃金を確認する取組を区別し、国の調査等の動きも紹介しました。

【主な質疑・意見】

委員：県の内訳書の取扱いについて、建築と土木では対応が異なり、建築工事の材工分離の難しさがあると述べました。

委員：材料費と労務費の分離が難しくても、実際の労働時間と支払賃金を把握し、材料費の高騰が人件費を圧迫しないようにする必要があると述べました。

事務局：実際の支払状況の確認には事務負担も伴うため、国の取組を踏まえた検討が必要と説明しました。条例との二重確認を避ける観点から、業務委託等から下限額を設定する方法や、理念型で開始して見直す方法も選択肢であると述べました。

⑵ 議事 ③ 伊賀市公契約基本条例の素案について 【資料 4】【参考資料 2】

【事務局説明】

事務局：条例・施行規則・手引の三層構造を基本とし、特定公契約の範囲等を規則で定める案を説明しました。受注者等の責務には、人権の尊重、仕事と生活の調和及び環境への配慮等を記載したと説明しました。ま

た、第 6 条は労働報酬下限額以上の賃金を支払う義務を「定めることができる」とする案であり、国の動向や事務負担を踏まえて対象や導入時期を検討できる構成としたことを説明しました。また、条例施行後に下限額や制度運用を継続的に検討する公契約審議会を設ける案を説明しました。

【主な質疑・意見】

委員：下限額が、その額だけ支払えばよいという受け止めにつながらないよう、水準設定に注意が必要と述べました。人材確保への効果や、制度を継続して改善する視点も求めました。

委員：建設労働者が減少する中、理念型だけではなく下限額を設け、公共工事が賃金改善を進める役割を担うべきと述べました。導入後に対象や水準を見直す方法も提案しました。

会長：具体的な算定方法の提案を求めるとともに、見習いの扱い、日当・時給・年収と労働時間の関係、残業代や稼働日数等も検討する必要があると述べました。

委員：建築と土木、公共工事と民間工事では、積算、請負、労働時間及び工期の実態が異なると説明しました。人手不足により下請の見積りを積み上げる形へ変化していることや、単価の上昇が必ずしも年収の改善につながらないことにも言及しました。

委員：下限額の設定に当たっては、市内事業者や下請構造の実態を把握し、地域の現状を踏まえた水準を考える必要があると述べました。実態調査の必要性とともに、正確な情報の把握や調査負担への懸念が示されました。

会長：素案は下限額の導入時期や対象を今後検討できる構造であり、報告を求める規定により実態を把握した上で設定につなげる方法も考えられると述べました。小規模契約まで報告を求める負担等を踏まえ、対象範囲を検討する必要があると整理しました。

事務局：適用範囲等の具体的な内容は規則で定めることを考えており、次回以降に検討材料を示したいと説明しました。

委員：人権尊重の国際的な基準を踏まえ、周知と段階的な改善を組み合わせた先進的な取組を求めました。参考資料 2 の労働組合やジェンダーバランス等の結果を踏まえ、人権意識の向上を図る必要があると述べました。

委員：労働者が声を上げにくい状況も考慮し、申出の秘密保持や不利益を受けない仕組みを確保するよう求めました。また、「適正な労働環境」について市と事業者が共通理解を持ち、受注者の報告に加えて労働者側の確認や関係部署との連携を行うこと、是正措置等に際して審議会の意見を聴く過程を検討することを提案しました。

委員：労働基準監督署等と市の役割を整理し、職員や事業者への過度な負担を避けながら、賃金・担い手確保など実行できる事項から取り組むべきと述べました。

会長：労働環境には賃金以外の人権的な課題も含まれるため、実際に機能する内容・方法を検討する必要があると整理しました。また、理念と賃金条項は二者択一ではなく、理念を基礎として賃金条項を設ける関係にあると述べました。

委員：名張市条例を参考に、地元事業者の受注機会の確保を独立した条項で規定するよう求めました。

会長：素案の目的にも事業者の健全な育成・経営に関する文言を加えるべきとの意見がありました。

事務局：本日の意見を踏まえ、次回に修正案や検討結果を示したいと説明しました。下限額の採否・具体的な水準及び適用範囲等は、引き続き検討する事項となりました。

⑵ 議事 ④ 今後のスケジュールについて 【資料 5】

【事務局説明】

事務局：令和 9 年 9 月議会への条例案提出を目標とし、同年 7 月頃の答申に向けて、中間案の取りまとめとパブリックコメントを進める予定を説明しました。12 月に案を検討し、1 月に中間案を確認する流れを示しました。

【事務連絡】

事務局：次回は令和 8 年 12 月 23 日（水）午前 9 時 30 分、次々回は令和 9 年 1 月 25 日（月）午前 10 時に開催する方向で調整を進めており、正式な通知は改めて行うと説明しました。

会長：次回及び次々回の予定日時を確認し、議事を終了しました。

⑶ その他

事務局：今後の日程への協力を依頼し、出席できない場合も事前送付資料に対する意見を寄せるよう求め、閉会しました。